

リウボウカードセゾン特約

第1条（カード名称）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が株式会社リウボウインダストリー及び株式会社リウボウストア（以下「リウボウ」という）と提携して発行するクレジットカードをリウボウカードセゾン（以下「本カード」という）と称します。

第2条（カードの発行）

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認しリウボウを通じて本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方（以下「会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条（ボーナス月）

- (1) セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等） (2) ③に定めるボーナス月については、1月又は9月とします。
(2) セゾンカード規約第7条 (2) ⑤に定めるボーナス月については、1月及び9月又は、9月及び1月とします。

第4条（弁済金等の支払方法等）

(1) セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等） (2) の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、次の事項を追加します。
⑥分割払いー商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。
(例) 現金価格 50,000円、10回払いの時
●分割払手数料 50,000円×(5.5円/100円) = 2,750円
●支払総額 50,000円 + 2,750円 = 52,750円
●各支払日の分割支払金 52,750円 ÷ 10回 = 5,275円

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
実質年率 (%)	9.9	10.6	11.0	11.3	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0	12.0	12.1	12.1	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2
現金価格100円当たりの 手数料の額 (円)	1.65	2.20	2.75	3.30	3.85	4.40	4.95	5.50	6.05	6.60	7.15	7.70	8.25	8.80	9.35	9.90	10.45

支払回数 (回)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
支払期間 (ヶ月)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
実質年率 (%)	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
現金価格100円当たりの 手数料の額 (円)	11.00	11.55	12.10	12.65	13.20	13.75	14.30	14.85	15.40	15.95	16.50	17.05	17.60	18.15	18.70	19.25	19.80

- (2) セゾンカード規約第7条 (4) の「分割支払金」に (1) で算出した各回の支払金額を含めます。
(3) セゾンカード規約第7条 (3) ①支払方法の変更（分割払い）を利用した場合は、(1) の表が適用されます。

(4) 分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第5条（早期完済の場合の特約）

分割払いの場合に、会員が当初の契約のとおりにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払い戻しを当社に請求することができます。

第6条（カード規約）

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。
両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第7条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。